

東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林秩父演習林と 秩父市との間における地域交流に関する協定書

東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林秩父演習林（以下「甲」という。）と秩父市（以下「乙」という。）とは、自然保護、森林の保全・整備、森林環境教育等に関し、相互に協力することにより地域交流を進めるため、次のとおり協定を締結する。

（協力事項）

第1条 甲と乙は、次の事項につき協力するものとする。

- (1) 自然保護、森林保全及び森林整備に関すること。
- (2) 森林環境教育に関すること。
- (3) 公開講座、講演、シンポジウム等の企画に関すること。
- (4) 森林資源の利用に関すること。
- (5) 森林行政に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項。

（計画の策定）

第2条 前条に定める事項を実施するに当たり、具体的な計画が必要な場合は、甲乙協議のうえ策定するものとする。

（計画の実行）

第3条 甲と乙は、前条に定める計画を実行するに当たり、最善の努力を尽くす責任を負うものとする。

（協議）

第4条 この協定の内容に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに甲乙のいずれからも協定の解除等の申出がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長することとし、それ以後も同様とする。

この協定締結の証として本協定書2部を作成し、甲乙署名のうえ、各1部を保有するものとする。

平成 31年 3月 26日

甲 東京大学大学院農学生命科学研究科
附属演習林秩父演習林
林 長

乙 埼玉県 秩父市
市 長

山 田 利 博

久 喜 邦 康